

# 別添

平成24年11月7日

関係団体各位

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

## 今冬の節電に関するご協力のお願いについて

今夏の節電対策につきまして、皆様におかれましては多大な御協力をいただきありがとうございました。皆様の御協力もあり、電力需給の大きなひっ迫を招くことなくこの夏を無事に乗り切ることができました。

一方、これから電力需要が高まっていく冬場の対策として、本日11月2日に、電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議合同会合が開催され、「今冬の電力需給対策について」が決定されました。

政府及び電力会社においては、今冬に向け引き続き供給力の確保に最大限の努力をしておりますが、全国の需要家の皆様には、大変なご迷惑をおかけいたしますが、今冬、需給のひっ迫による停電を回避するため、「今冬の電力需給対策について」に基づき、別紙のとおり、節電にご協力をお願い申し上げます。

## 今冬の電力需給対策について

平成24年11月2日  
電力需給に関する検討会合  
エネルギー・環境会議

## 1. 今冬の需給見通し

今冬の需給見通しについて、「電力需給に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の下に設置した「需給検証委員会」において、平成24年10月12日から10月30日までの合計4回にわたり、第三者の専門家等による検証を行った。

その結果、今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれの電力管内でも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、火力発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることに留意すべきとされた。

特に北海道電力管内については、他社からの電力融通に制約があること、寒冷地であり電力不足が国民生活等に甚大な影響を及ぼす可能性があること等の特殊性を踏まえ、北本連系設備や主力発電設備等の脱落リスク対策に万全を期した上で、それでもなお発電所等のトラブル停止が万一発生した場合のリスクにも対応できるよう、適切な節電目標を設定するとともに、地元自治体や経済界等の協力を得つつ、更なる需給両面の対策を促していくべきであるとされた。

## 2. 今冬の需給対策の基本的考え方

## (1) 供給面での対応

- ① 需給検証委員会における検証を踏まえ、現時点で確実と見られる供給力を基本とし、今後確実に見込めるようになった供給力については、その時点で上方修正する。
- ② 各電力管内において、発電設備の脱落等が発生しても即座にこれに対応できるよう全国レベルでの電力融通等の協力体制の維持・拡大に引き続き取り組む。
- ③ 火力発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、設備の保守・保全の強化を図る。

## (2) 需要面での対応

- ① 今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家による節電行動がこの水準で実施されることを想定している。そのため、需要家に対して、節電の確実な実施を要請する。
- ② 節電の要請に当たっては、需要家間の公平性確保を踏まえ、今夏と同様に、平成 22 年度の使用電力需要の実績(節電要請を含まない需要実績)を基準として要請する。
- ③ 要請に当たっては、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。
- ④ 需要面での対策に当たっては、地方自治体等の協力を得て、創意工夫によるきめ細かい対応を行うことにより、国民生活や経済活動への影響を最小化することを目指す。

## (3) 冬季の北海道の特殊性を踏まえた対応

- ① 需給検証委員会において、冬季の北海道においては、最大機の脱落や発電所等の過去の計画外停止の状況を考慮したリスクへの対応が必要であると指摘された。また、厳寒となる冬季の北海道において、計画停電を含む停電が発生することは、北海道民の生命、安全に直結することは勿論、実施する可能性があること自体も、北海道の観光業等の経済活動に悪影響を与え得る。
- ② したがって、過去最大級(過去 15 年間で最大の電源脱落は 137 万 kW)又はそれを上回る電源脱落が発生する場合にも、計画停電を含む停電を回避するため、多重的な対策を講じ、需給対策に万全を尽くす。

## 3. 今冬の需給対策

### 2. の基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策を行う。

#### (1) 全国(沖縄電力管内を除く)共通の要請

- ① 今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれも瞬時的な需要変動に対応するために必要とされる予備率 3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、「数値目標を伴わない節電」を要請す

る。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないよう、配慮を行う。

※今冬の各電力会社管内における定着節電は、平成 22 年度比で以下の数値を見込んでいる。これらは2. (2)①に関して一つの目安となる。

北海道電力管内	▲3.3%	東北電力管内	▲2.2%	東京電力管内	▲5.0%
中部電力管内	▲2.8%	関西電力管内	▲5.6%	北陸電力管内	▲3.4%
中国電力管内	▲1.5%	四国電力管内	▲5.2%	九州電力管内	▲4.5%

## ②節電要請期間・時間

平成 24 年 12 月 3 日(月)～平成 25 年 3 月 29 日(金)の平日(12 月 31 日及び 1 月 2 日～4 日を除く)

9:00～21:00(北海道電力及び九州電力管内については 8:00～21:00)

## (2)北海道電力管内

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、(1)に加え、以下の多重的な対策を行う。

### ①数値目標付の節電要請

#### i 数値目標(平成 22 年度比▲7%以上の節電)

大口需要家、小口需要家、家庭のそれぞれに対し、平成 22 年度比▲7%以上の使用最大電力(kW)等の抑制を要請する。

#### ii 節電要請期間・時間帯

平成 24 年 12 月 10 日(月)～平成 25 年 3 月 8 日(金)の平日(12 月 31 日及び 1 月 2 日～4 日を除く)

12 月 10 日(月)～12 月 28 日(金) 16:00～21:00

1 月 7 日(月)～ 3 月 1 日(金) 8:00～21:00

3 月 4 日(月)～ 3 月 8 日(金) 16:00～21:00

※冬季の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるため、上記時間帯以外も可能な範囲での節電を要請する。

#### iii 基準電力

平成 22 年度( ii の節電期間)における使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

#### iv 留意事項

ア)病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能の維持に支障が出る場合については、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。

イ) 電源脱落がない平時においては、予備率 3%以上を確保できる見通しであることを踏まえ、生産活動等(農業、観光等を含む。)について、実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行う。但し、需給ひっ迫時(予備率が 3%を下回る見通しとなった時)においては、数値目標(平成 22 年度比▲7%以上)通りの節電を要請する。

ウ) 被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。

エ) 管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

## ②計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、「①数値目標付の節電要請」に加え、北海道電力は「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

計画停電回避緊急調整プログラムの目標値は、過去最大級の電源脱落(137 万 kW)が発生する場合でも、「①数値目標付の節電要請」と相まって、予備率 3%以上を確保できるよう設定する。国、北海道庁及び北海道電力は、北海道電力管内の需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結を要請する。北海道電力は、計画停電回避緊急調整プログラムの契約状況を公表する。

### i 期間

平成 24 年 12 月 10 日(月)～平成 25 年 3 月 22 日(金)(全日)

### ii 対象

北海道内の全ての大口需要家(契約電力が 500kW 以上)に要請する。

### iii 目標値

実効ベースで 33 万 kW 以上の需要削減量を確保する。

## ③さらなる需給ひっ迫時に備えた対策(緊急時ネガワット入札等)

過去最大級を上回る電源脱落の発生に備え、①及び②に加え、北海道電力は、②では対応できない大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

①～③の多重的な対策を講ずることにより、過去最大級又はそれを上回る電源脱落に対して備え、計画停電を含む停電を回避する。

### (3) 情報提供等

- ① 政府は、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。その際、今冬の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるという特性を踏まえ、ピークシフトを伴わないピークカットによる節電を要請するものであることを明確にする。
- ② 電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(携帯事業者やインターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。
- ③ 電力需給のひっ迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制を行うとともに、政府から「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電を要請する。